

○厚木市子どもの医療費助成に関する条例

平成7年9月29日
条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。
(平23条例7・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、[学校教育法\(昭和22年法律第26号\)第1条](#)に規定する中学校([同条](#)に規定する中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)の前期課程を含む。)、義務教育学校又は特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)を卒業(中等教育学校の前期課程の修了を含む。以下同じ。)する日の属する月の末日までの間にある者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「助成期間」という。)にあるものに限る。)及び中学校等を卒業した日の属する月の末日以後継続して入院している者で、助成期間にあるもの(以下「助成継続者」という。)をいう。

2 [この条例](#)において「子どもを養育している者」とは、[次の各号](#)のいずれかに該当する者をいう。

(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父(母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

3 [前項第1号](#)の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
(平11条例7・平13条例9・平15条例21・平18条例10・平18条例23・平19条例10・平20条例10・平22条例6・平23条例7・平28条例10・一部改正)

(対象者)

第3条 [この条例](#)により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する子どもを養育している者であって、その養育する子どもの疾病又は負傷について、[国民健康保険法\(昭和33年法律第192号\)](#)その他規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。
(平23条例7・一部改正)

(助成の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療の給付(助成継続者にあつては、入院に係るものに限る。)が行われた場合における医療費のうち、当該法律の規定により対象者が負担すべき額を助成する。

2 医療費の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができる場合は、その給付の限度において行わない。

3 [第1項](#)の規定にかかわらず、医療費の助成は、子どもが[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、当該子どもについては、行わない。

(1) [生活保護法\(昭和25年法律第144号\)](#)の規定による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) [児童福祉法\(昭和22年法律第164号\)第6条の3第8項](#)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は[同法第6条の4](#)に規定する里親に委託されている者

(4) 規則で定める医療費助成事業の対象である者
(平11条例7・平15条例21・平18条例10・平20条例10・平21条例19・平22条例6・平23条例7・平23条例10・平28条例29・一部改正)

(助成の方法)

第5条 医療費の助成は、子ども(助成継続者を除く。[次項](#)及び[次条](#)において同じ。)の医療費の助成にあつては病院等に支払うことにより、助成継続者の医療費の助成にあつては対象者に支払うことにより行う。

2 [前項](#)の子どもの医療費の助成の場合において、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
(平11条例7・平20条例10・平22条例6・平23条例7・一部改正)

(医療証の交付等)

第6条 子どもの医療費の助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

2 子どもの医療費の助成を受けようとする者は、診療、薬剤の支給又は手当を受けるときは、病院等に医療証を提示しなければならない。

(平11条例7・平20条例10・平22条例6・平23条例7・一部改正)

(届出義務)

第7条 対象者は、前条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成11年条例第7号)

この条例は、平成11年7月1日から施行し、この条例による改正後の厚木市小児の医療費助成に関する条例第4条の規定は、同日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成13年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第21号)

この条例は、平成15年7月1日から施行し、この条例による改正後の第2条及び第4条の規定は、同日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成18年条例第10号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市小児の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受ける医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条第2項の規定は、平成18年4月1日以後に受けた医療の給付に係る医療費の助成について適用する。

附 則(平成19年条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第10号)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市小児の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成21年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第6号)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市小児の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成23年条例第7号)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第4条第3項第3号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平23条例10・一部改正)

2 この条例による改正後の厚木市子どもの医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成23年条例第10号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条の規定 公布の日

附 則(平成28年条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第29号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。